### 条件節内 will の生起条件と概念化主体との関係について\*

On the Relation Between the Cases and the Conceptualizers of *Will*-occurrence in Conditional Clauses

## ―Pedagogical Grammar への応用を試みて―

: An Application of Linguistic Research to Pedagogical Grammar

中川 右也\*\* NAKAGAWA Yuya

#### Abstract

This paper is concerned with several cases of *will*-occurrence in conditional clauses, which are seen as an exception in the pedagogical grammar sense. After showing the so-called exceptions, an attempt is made to account for grammatical behavior of the modal *will* in terms of the stance adopted by the conceptualizers in regard to the propositions in context. Finally this paper proposes a delineation of the use of the modal *will* in such conditional clauses from the standpoint of cognitive grammar.

【Key Words】: 概念化主体,条件節,教育文法,モダリティ,認知文法, will の生起条件

#### 1. はじめに

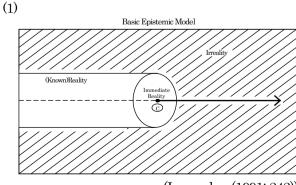
pedagogical grammar (教育文法)では、基本的に条件節内にwill は生起せず、仮に生起している文があれば、そのwill は「意志」を表すものに限定されるとし、それを"例外的事象"として扱うことが少なくない.しかしながら言語現象において、実際にはその"例外的事象"とされる事象以外に、条件節内にwill が生起する事象が存在する.本稿では、条件節内に生起しうるwill の様々な用法を示し、それらをモダリティと概念化主体との関係から考察し、包括することによって、既存のpedagogical grammarへの代案を提出する.

#### 2. モダリティの認知的アプローチ

法助動詞は、一般的に根源的モダリティ(root または deontic)と認識的モダリティ(epistemic)に分類される. 両者の違いは「力」の源泉 (the source of the potency) となるものが何であるかによるとされる. 前者は、例えば、話し手の信念や考え、社会的風習や規則などを力の拠所とし、それによって〈能力〉や〈義務〉、〈許可〉と

いった意味を生じさせるものである. 一方,後者の認識 的モダリティの〈可能性〉や〈必然性〉,〈蓋然性〉は, 話し手が力の源泉(例えば論理や良識など)を基盤とし, 査定することによって生じる意味であるとされるのであ る

認知的アプローチでは、Langacker (1991: 273ff. 1998: 85) によると、実在性の進展的勢い (evolutionary momentum of the reality) に力の源泉が内在し、それに基づいて話し手が心的推量 (mental extrapolation) をしていると解釈されている. Langacker (1991: 245-246) では、次に示すように、認識的モダリティの法助動詞のプロセス 1 (process) を非実在性領域に置く.

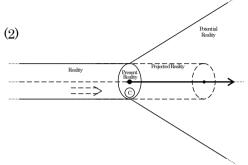


(Langacker (1991: 242))

<sup>\*</sup> 原稿受理 平成 21 年 11 月 25 日

<sup>\*\*</sup> 一般科目

実線で示された円筒内の領域は、概念化主体 C (conceptualizer) が reality (実在性) と認めた状況であり、その外側にある斜線の領域は、irreality (非実在性) と認めた状況や事態である. この図をより精密化したのが、動的進展モデル (Dynamic Evolutionary Model) である.



(Langacker (1991: 277))

二重点線矢印は進展的勢いを表している。(2)では、(1)において非実在性の領域とされているものが、さらに「投射された実在性」(projected reality)と「潜在的実在性」(potential reality)に分けられている。前者は、進展的勢いの中にある未来事象が確実に生じると概念化主体が査定した領域であり、後者は未来に生じる可能性があると査定した領域である。次の例をこのモデルに基づいて考えてみよう。

#### (3) It will rain tomorrow.

(Attested)

文中にある未来時を表すモダリティwillは、プロセスであるit rains tomorrowを、投射された実在性の領域に置き、未来時にそのプロセスが実現されることを概念化主体である話し手が確信していることを表す.

#### 3. 概念化主体=話し手という定義への疑問

pedagogical grammar では、法助動詞のモダリティは、物事に対する話し手の気持ちや考えなどの心的態度を表すと教えることが多いように見受けられる。また、研究者の間であっても、次のようなモダリティの概念的定義をすることも少なくない。

(4) モダリティとは発話時点における話し手の心的 態度のことをいう. ここで心的態度とは人間精神 の知情意の全領域にわたるあらゆる心理作用を指 していう. また発話時点とは瞬間的現在時の意味 に解釈されるものとする.

(中右 (1994:46))

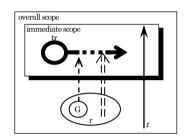
確かに、法助動詞の概念化主体は、多くの場合、話し 手であることは事実である.

#### (5) She will be upset.

(Langacker (2004: 544))

(5)の認識的用法の法助動詞 will の概念化を図に示す と次のようになる.

(6)



(Langacker (1998: 84))

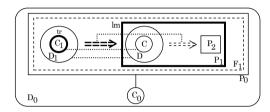
Langacker (1998: 84)によると、(6)の r (reality) は現 在の実在性であり、認識的用法 will の場合、図 (2) では 投射された実在性の領域にプロセスが置かれる. G (ground) である基盤は、主に話し手などの概念化主体が 概念化する際の場所である. その G からの細い点線矢印 は、プロファイルされた tr (trajector) である主語が、プ ロファイルされた矢印が表す事態に向かって展開する過 程を捉えていることを表し、言い換えると概念化主体の 視線を表している. r と G を囲む楕円は, 二重破線矢印 の表す法助動詞の潜在力 (potency) の源泉を表す. (5) の例文では、tr である She が is upset という事態に向か うであろうと、Gにいる概念化主体でもある話し手が「だ ろう」と推量しているのである. (5)の例文のように、認 識的法助動詞の潜在力を有しているのは、多くの場合、 話し手であるとされる. つまり、認識的様相における概 念化主体=話し手と認識されやすいのである. しかしな がら、次の例ではどうであろう.

(7) Mr. Austin thinks that the new realism will stop 1995 setting records.

(Corpus: TimesJan95.txt at position 1804508)

(7)において、 "ニューリアリズムが 1995 に作られた 記録を途絶えさせる" という命題を、認識的法助動詞 will を使って、「だろう」と概念化して推量しているのは、話し手ではなく主文の主語であるオースティン氏である. これは、Langacker (2002: 206) の図を借りれば、次のように示される.

(8)



(Langacker (2002: 206))

舞台外 (offstage) にいる  $C_0$ は、 $D_0$  (dominion) の領域内で言語化した話し手である. 認識的法助動詞 will の表す「力」(ここでは推量)を、 $P_2$  (proposition)の命題である "ニューリアリズムが 1995 に作られた記録を途絶えさせる"に対して向けているのは、 $C_1$ であるオースティン氏である. また、この概念化主体である  $C_1$ は、trである主文の主語とも一致しているので、 $D_1$ の領域内に内包されている. この図から、話し手  $C_0$ は、主文の命題 $P_0$ にぶら下がっている状態、つまり、命題内容  $P_0$ を事実として認識するにとどまっていることが見て取れる. このように、認識的法助動詞の概念化主体は、必ずしも話し手になるとは限らないということに留意する必要がある. 澤田 (2006: 2) は、モダリティを次のように定義している.

(9) モダリティとは、事柄(すなわち、状況・世界) に関して、たんにそれがある(もしくは真である) と述べるのではなく、どのようにあるのか、あるいは、あるべきかということを表したり、その事柄に対する知覚や感情を表したりする意味論的なカテゴリーである.

(澤田 (2006: 2))

澤田の定義が、先に言及した中右 (1994: 46) の定義 と異なる点は、モダリティの力の源泉を明示せず、話し 手に限定していないことである。平たく言い換えるならば、ある命題内容に対して概念化する概念化主体は"そう 思っている人"と定義されよう。 pedagogical grammar においても、このモダリティの概念的定義は

有効である.

#### 4. 条件節内における will の生起条件再考

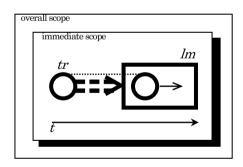
条件節内に will が生起する "例外的事象" として, pedagogical grammar では,よく2・3人称主語の「意志」を表す場合を例に挙げる.

(10) If he'll write that book, he'll make a lot of money.

(Sweetser (1996: 329))

Sweetser (1996: 329)は,(10)の例文における条件節に関して,if he's just willing to write that book あるいは if he agrees to write it のような volitional interpretation (意志的解釈) が可能であると述べている.「意志」を表す will は,モダリティの分類においては根源的用法に属する.むしろ「意志」を表す will の場合,上記のように本動詞を使ってパラフレーズすることが可能であり,また「力」の源泉が  $\operatorname{tr}$  である主語 he であるがゆえ,法助動詞 will の本動詞用法(主語が何かを欲する(want)ことを意味する)に近いと言えるのではないだろうか.

(11)



(Langacker (1998: 83))

本動詞用法の will を分析した Langacker (1998: 83) の図を借りれば、「意志」を表す will の「力」の源泉は、tr である he と一致し、話し手や第三者的なものでもないこと、また「力」の源泉と「力」の標的 (the target of the potency) が同一であることによって、2つの tr を図に示されているように点線で結ぶことができる。こういった「意志」を表す will が条件節内に生起しうる文は、概念化主体でもある話し手が、条件節の内容を受けて、主節で認識的用法の助動詞 (例文では will)を使って主節の命題内容について査定する場合が多い。

pedagogical grammarでは、このような"例外的事象"、つまり「意志」を表す用法以外では、通例、条件節内において will は生起しえないとする。この理由について、安藤 (2005: 86) は、条件節内は単なる命題を表しているので、その目的に最もよく適したものとして、時間に関して中立的な現在時制が選ばれているからであるとしている。しかし、この主張に基づけば、次のような事象は説明できない。

(12) If it will rain tomorrow, we might as well cancel the match now.

(Haegeman and Wekker (1984: 48))

Haegeman and Wekker (1984: 48ff.) では、(12)の例 文の条件節内に will が生起しうる理由は、主節の作用域 から条件節が独立しているからであるとし、統語論的ア プローチを用いて証明している。その証拠の一つとして、 分裂文 (cleft sentence) を用いることができない点が指 摘されている.

(13) \*It is if it will rain tomorrow that we might as well cancel the match now.

(Haegeman and Wekker (1984: 48))

けれどもこの主張に従えば、次のような文においても will の生起が許されることになるが、実際は非文であり、 矛盾が生じることになる。

(14) \*If it will rain, the match will be cancelled.

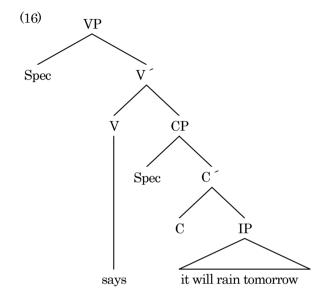
(Palmer (1990<sup>2</sup>: 171))

吉良(2005: 236) は、Haegeman and Wekker (1984: 48ff.) の統語論的アプローチとは異なり、(12)のような文で will が生起しうる理由を、「時間の逆行」を回避するために will の使用が義務的となるからであると論じている.この主張は Jespersen (MEG IV: 24) が、たとえ未来時のことであっても条件節内に will が生起しないのは主文によって未来性 (futurity) が示されているからであるという主張とほぼ一致している.換言すれば、主文で未来性が示されていなければ、条件節内で示す義務が生じるということである.この考え方は、言語の経済性の法則 (principle of economy) に依拠するものであろう.また、吉良(2005: 237) は、(14)で示した文であっても、第三者による査定であることを明示する as 句を付加すれば容認されるという.

(15) If, as the weather forecast says, it will rain tomorrow, the game will be cancelled.

(吉良 (2005: 237)

(15)を視覚的にわかりやすくするために,条件節の VP 構造のみを樹形図 (tree diagram) を使って示すと次の ようになる.



このように図示すると、文構造的に says が補文標識 CP を従え、C´が埋め込まれた IP の it will rain tomorrow を補部の位置に従えていると捉えられる. ここで重要なのは、岡本 (2005: 158) が述べているように、こういった種の条件文は一種の話法的な条件文であるということである. つまり、as 句を付加された条件文でなくとも、言語行為条件文でありさえすれば、条件節内にwill は生起することが可能なのである.

(17) If he'll get better by tomorrow, I won't cancel our theater tickets.

(Dancygier and Sweetser (2005: 88))

Dancygier and Sweetser (2005: 88) は、(17)の文が使用されうる状況の1つとして、例えば、彼は明日にはきっとよくなると医者が言うのを話し手が聞いて発話する場合を挙げている。さらに、条件文にwillが生起しうる理由は、条件文がnon-predictive(非予測的)、あるいはepistemic(認識的)、speech-act(言語行為的)である場合にwillが生起可能であるからと論じている。つまり、文脈的に既知(contextually given)である内容を条件文にした場合、willが生起可能ということである。論理

式で示すと次のようになる.

(18) P: 医者が言っていることは正しい

Q: 彼は明日には元気になる

R: 私は劇場のチケットをキャンセルすることは しない

 $(P \rightarrow Q) \rightarrow R$ 

論理式で示したように、この種の文の特徴は、命題の 1つであるPが真でなければ成立しえない過程となって おり、Pが真でなければ主節で表されている will の話し 手の決定 (劇場のチケットをキャンセルすること) は行 われない. もちろん,条件文に生起した will は,命題に 対する話し手の査定を表しているのではないが (むしろ 第三者である医者の査定と言っても過言ではない),こ の条件節内に will が生起可能である理由について、澤田 (2006: 122) は、条件節の時制が後方転移 (backshift) さ れていないゆえに、独立文と同じように解釈されている からであるとしている. ここで留意しなければならない のは、これは意味論・語用論レベルの問題であって、 Haegeman and Wekker (1984) の言うような統語論レ ベルの問題ではないということである. これは、安藤 (2005: 86) が論じているように、拘束節 (bound clause) においても時間の区別が関与しないことから明らかであ る. 2

次に挙げる例は、条件節に生起した will が未来時制の 標識を示す場合である。

# (19) If it will amuse you, I'll tell you the story. (Radden and Dirven (2007: 226-227))

Radden and Dirven (2007: 227) によると、(19)の条件文は発話される前に聞き手が面白いと思うかどうかを話し手が確認する場合に使われるとしている. Swan (20053: 237) においても、同様の種類の文を例に取って、この条件節は if it is true that でパラフレーズされると論じている.

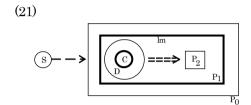
(20) I'll give you £100 if it'll help you to go on holiday.

(Swan (2005<sup>3</sup>: 237))

#### 5. pedagogical grammar への応用

前節ではwillが条件節内に生起する様々なケースを見

てきた. 岡本 (2005: 156) は、これまで条件節内に現れる法助動詞が未来時制の標識の will、根源的意味、認識的意味と、3つのタイプに分類されていたが、未来時制の標識の willに関して単純未来の willとして分析している3. 本稿では、条件節内の will の生起条件をモダリティの概念化主体との関係から考察することによって、認知文法の概念を用いて、包括的アプローチを行い、pedagogical grammar への応用を試みる. このアプローチを採用するのは、後述するように、pedagogical grammar において、有効と考えられるからである. 次の図を見られたい.



条件節内に will が生起する場合, 話し手と will の概念 化主体は異なる. 両者を区別しやすくするために, 話し手を S, モダリティの概念化主体を C とする. 根源的用法のように, tr と C が同一のものになる場合もあるが, ここでは話し手とモダリティの概念化主体の区別のみに焦点を当てるために, tr は図に示されていない.  $P_2$  は条件節内の命題内容であり, それを二重波線矢印でモダリティの概念化主体 C が査定していることを示している. C とその  $P_2$  をさらに内包するプロファイルされた  $P_1$  は, C の  $P_2$  に対する査定のプロセスを含んだ命題であり, 話し手 S は言語化した内容  $P_0$  について全体の状況 (entire situation) として捉えていることを示す.

条件節内でwillが生起しうる場合に共通するのは、図に示されているように、二重破線矢印が表すモダリティの力を法助動詞willを使って命題を査定しているのが話し手Sではなく、それ以外の概念化主体Cであるという点である。話し手Sはその命題を間接的に捉えているのである。これは条件節内のwillが日本語の「という(こと)なら」と間接的な事柄を表す表現と類似しているとも言えるのではないだろうか。「という(こと)なら」は、実際にある事柄を口に出して"言う"場合以外にも使われる。例えば、日本語で、「見る」という動詞が変化してできた表現に、補助動詞「してみる」や、接続助詞「みれば」があるが、これらの表現には、あるものを視覚によって"見る"という意味は失われており、文法化(grammaticalization/grammaticization)の現象の1つであると言える。「という(こと)なら」という表現につい

ても、本来の意味が希薄化されていることから、文法化の現象の1つとして考えることができる.次の例を見られたい.

(22) 私はこの注意がどれだけの深い内容を有っているのか、よく知らない.併し古典ギリシアの現代的 翻案(と云っては当らぬかも知れぬが)で、何か技術と関係のあるものが認定されているということならば、それは面白いことだ.ジョイスのこの小説は 所謂意識の流れの文学として、近代的な主観や自覚 (自意識)の分析に立つ点で、云うまでもなくモダーニズムの一種にぞくし、その雑然たる中の何等かの統一までが、よく近世生活のテンポに似たものを伝えるのであるが、それだけではなく何か技術的な或る物を連想させるものがあるとすれば、その側面からも亦近代的な意義を有つだろう.

(戸坂潤『技術的精神とは何か』)(下線筆者)

(23) 「何だ、そんなことなのか. わたしの生き肝で、 竜王のお后さんの病気がなおるというのなら、生き 肝ぐらいいくらでも上げるよ. だがなぜそれをはじ めから言わなかったろうなあ. ちっとも知らないも のだから、生き肝はつい出がけに島へ置いてきた よ.」

(楠山正雄『くらげのお使い』) (下線筆者)

(23)の例文は, 先に挙げた(17)の英文と類似したものである. よって, (17)は次のような意味になろう.

(24) If he'll get better by tomorrow, I won't cancel our theater tickets.

(彼が明日までに元気になる<u>ということなら</u>,劇場のチケットをキャンセルすることはしないでおこう)

(Dancygier and Sweetser (2005: 88))

次の例文は根源的用法willの用法と類似した日本語表現である.

(25) 「お前達の様に、そうザワザワ騒いでいちゃ、何時(いつ)が来たって、果てしがありゃしねえ、俺一人を手離すのが不安心だと云うのなら、お前達の間で入れ札をしてみちゃ、どうだい、札数の多い者から、三人だけ連れて行こうじゃねえか、こりゃ一番、恨みっこがなくって、いいだろうぜ」忠次の言葉が終るか終らないかに、「そいつぁ思い付きだ」乾

児(こぶん)のうちで一番人望のある喜蔵が賛成した.

(菊池寛『入れ札』) (下線筆者)

この文脈は、代官を殺した罪で捕方に追われる身となった、やくざの親分、国定忠次が、大戸の関所を破った後、赤城山を望む小高い山の中腹で、ここまで付き従ってくれた子分たちに路銀を分け与え、自分は一人で信州に落ちのびていこうと言う。しかし、「いくら大戸の御番所を越して、もうこれから信州までは大丈夫だと云ったところで、お前さんばかりを、一人で手放すことは、出来るものじゃねえ、」と言う大間々(おおまま)の浅太郎をはじめ、子分たちは、信州までの道中を忠次一人で行かせることに同意しない。子分たちは、全員が付いて行くのが無理なら、親分の役に立ちそうな者を二、三人だけ選べばよいのではないか言い出した。例文は、この場面に続く、国定忠次の台詞である。

下線部付近を英語で簡潔に表現するなら、If you won't let me go alone となろう。pedagogical grammar で条件節内に生起しうる例外的なものとして扱われる「意志」をあらわす根源的用法の will も、「という(こと)なら」が間接的な表現であるゆえ、先に挙げた(10)の英文も次のような日本語の意味になるであろう。

(26) If he'll write that book, he'll make a lot of money.

(もし彼があの本を書く<u>というなら</u>,彼は大金を得るだろう)

(Sweetser (1996: 329))

その他,これまで挙げてきた条件節内に will が生起し うる例文に,「という(こと)なら」という間接的な解釈を 与えてみると次のようになる.

(27) If it will rain tomorrow, we might as well cancel the match now.

(明日雨が降る<u>ということなら</u>, 今のうちに試合を中止 したほうがよい)

(Haegeman and Wekker (1984: 48))

(28) If, as the weather forecast says, it will rain tomorrow, the game will be cancelled.

(天気予報士の言うように、明日雨が降る<u>ということな</u>ら、試合は中止だろう)

(吉良 (2005: 237)

(29) If it will amuse you, I'll tell you the story. (もしあなたが面白い<u>というのなら</u>, そのお話しをしましょう)

(Radden and Dirven (2007: 226-227))

このように、条件節内に生起される will は、話し手S とは別の概念化主体 C が命題  $P_2$ を査定していることにより、話し手にとっては全体の命題内容である  $P_0$ が間接的に捉えられる。よって、一応は「という(こと)なら」という解釈が上述したように与えられよう。

これまで様々な条件節内において will が生起するケースを見てきたが、pedagogical grammar への応用をするために、条件節内における will の生起条件を簡素化した次の再定義を本稿では提出する.

(30) 条件節内に will が生起される場合 概念化主体が話し手ではなく, 「という(こと)なら」という間接的な解釈が与えられる場合

(30)の再定義を成立させるためには、pedagogical grammar における法助動詞の概念化主体も再定義する必要がある. 概念化主体を話し手に限定するのではなく、命題内容に関して(そう)思っている人とするべきであろう.

#### 6. おわりに

本稿では、始めに条件節内における will の生起条件に ついて、先行研究による様々なアプローチや分類法を示 してきた. 今までの pedagogical grammar では、根源 的意味の「意志」を表す will のみが条件節内に生起する とされてきたが、上述してきたように、それ以外にも法 助動詞willが条件節内に生起されうる場合も言語現象と しては存在する. それらを先行研究に基づいて分類し, 羅列して教えることは、pedagogical grammar のレベル では上策ではないと思われる。かといって、それ以外の 事象を教えないというわけにはいかないであろう. なぜ なら、言語現象を忠実に教授するのが教師の役割だから である. よって、本稿では、最後に認知文法的アプロー チを用いて、それらを簡素化し、包括した、条件節内に おける will の生起条件の再定義を提出した. 一応は、そ の再定義を"概念化主体が話し手ではなく、「という(こ と)なら」という間接的な解釈が与えられる場合"とした が、日本語条件文との関係も考慮し、言及する必要性も ある. この問題の詳しい議論については、今後の研究に 委ねたい.

注

1. process を "プロセス" としたのは、ここでは日本語の "過程" とは意味が異なるからである. Langacker (1998: 83) では、モダリティにおける "プロセス" を次のように使用している.

Left onstage as the profiled entity is the <u>process</u> (originally the relational landmark) serving as target of the force-dynamic vector. That process, which the modal itself represents only schematically, is identified with the specific <u>process</u> profiled by the grounded verb.

(Langacker (1998: 83)) (下線筆者)

the grounded verb とは、基盤付けされた本動詞のことであり、process は"出来事"に近い意味であろうが、本稿ではあえて process を"プロセス"と訳しておく.

- 2. 本稿では、安藤 (2005: 86) が主張しているように、 拘束節 (bound clause) について、時間の区別が関 与しないという立場を踏まえる. よって Haegeman and Wekker (1984) のように、will が生起する条件 節をあえて統語論的アプローチによって自由節 (free clause) と捉える必要性がないと考える. それ よりも、澤田 (2006: 122) のように、独立文として "解釈される"という程度の語用論レベルであると 捉えたほうが本稿で述べた矛盾を回避できると思わ れる.
- 3. 未来時制の標識の will は, さらに「後未来 (after-future)」と「未来に対する現在の予測可能性 (predictability)」にこれまで分類されていた (Comrie 1982, Quirk *et al.* 1985, Palmer 1990<sup>2</sup>, 吉良 2005).

#### 参考文献

安藤貞雄 (2005) 『現代英文法講義』 開拓社, 東京. Comrie, R. (1982) "Future time reference in the conditional protasis." *Australian Journal of* 

- Linguistics 2, 143-152.
- Dancygier, B. and E. Sweetser (2005) *Mental Space in Grammar: Conditional Constructions*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Dirven, R. and G. Radden (2007) *Cognitive English Grammar*, John Benjamins, Amsterdam.
- Hageman, L. and H. Wekker (1984) "The Syntax and Interpretation of Futurate Conditionals in English," *Journal of Linguistics* 20, 45-55.
- Jespersen, O. (1909-49) *A Modern English Grammar*, 7 vols., Allen & Unwin, London. [MEG]
- ジョン・R・テイラー・瀬戸賢一 (2008) 『認知文法のエッセンス』 大修館書店,東京.
- 片岡宏仁 (2008) 「認識様相の MIGHT/MIGHT HAVE の基盤化と投射」『日本語用論学会 第 11 回 (2008 年度) 大会 ハンドアウト資料』1-6.
- 吉良文孝 (2005) 「主観的/客観的モダリティと「否定」、 「疑問化」、「条件化」」『英語青年』151.4, 234-237.
- Langacker, R. W. (1991) Foundations of Cognitive Grammar, vol. 2: Descriptive Application, Stanford University Press, Stanford.
- Langacker, R. W. (1998) "On Subjectification and Grammaticization," *Discourse and Cognition:* Bridging the Gap, ed. by J.-P. Koenig, 71-89, CSLI Publications, Stanford.
- Langacker, R. W. (2002) "The Control Cycle: Why Grammar is a Matter of Life and Death," Proceedings of the Second Annual Meeting of the Japanese Cognitive Linguistics Association 2, 193-220.
- Langacker, R. W. (2004) "Aspects of the Grammar of Finite Clauses," *Language, Culture and Mind*, ed. by M. Achard and S. Kemmer, 535-577, CSLI Publications, Stanford.
- Langacker, R. W. (2008) Cognitive Grammar: A Basic Introduction, Oxford University Press, Oxford.
- 松本曜(編)(2003)「認知意味論」『シリーズ認知言語学入 門』第3巻池上嘉彦・河上誓作・山梨正明(監修) 大修館書店,東京.
- 長友俊一郎 (2009) 『束縛的モダリティと英語法助動詞』 リーベル出版,東京.
- 中右実 (1994) 『認知意味論の原理』大修館書店,東京. 岡本芳和 (2005) 『話法とモダリティ―報告者の捉え方を中心に』リーベル出版,東京.
- Palmer, F. R. (1990<sup>2</sup>) Modality and the English

- Modals, Longman, London.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvick (1985) A Comprehensive Grammar of the English Language, Longman, London.
- 澤田治美 (1993) 『視点と主観性』 ひつじ書房, 東京. 澤田治美 (2006) 『モダリティ』 開拓社, 東京.
- Swan, M. (2005<sup>3</sup>) Practical English Usage, Oxford University Press, Oxford.
- Sweetser, E. (1990) From Etymology to Pragmatics, Cambridge University Press, Cambridge. [澤田治 美(訳)(2000) 『認知意味論の展開』研究社出版,東京.]
- Sweetser, E. (1996) "Mental Spaces and the Grammar of Conditional Constructions," *Spaces, worlds and grammar*; ed. by Fauconnier, Gilles and Eve Sweetser, 318-333, University of Chicago Press, Chicago.
- 山梨正明 (2000) 『認知言語学原理』 くろしお出版, 東京.